

奈良県告示第二百二十五号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）第十五条の十七第一項の規定により、指定区域を次のとおり指定する。

平成二十七年十一月二十日

奈良県知事 荒井正吾

指定番号	指定区域	埋立地の区分
廃三	御所市大字戸毛五一九番地、五二〇番地、五二二番地、五二四番地、五三九番地、六八三番地、六八四番地、六八五番地、六八六番地、六八七番地、六八八番地、六八九番地、六九〇番地、六九一番地、六九二番地、六九三番地、六九四番地、六九五番地、六九六番地、六九七番地、六九七番地一、六九八番地、六九九番地・七〇〇番地合併、七〇一番地、七〇三番地、七一二番地、七一三番地及び一六〇七番地の各一部	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第十三条の二第一号に掲げる埋立地